

- サービス提供体制強化加算(Ⅰ) : 訪問介護員等の総数のうち、常勤換算方法で介護福祉士を60%以上配置、又は勤続年数10年以上の介護福祉士を25%以上配置。
- サービス提供体制強化加算(Ⅱ) : 訪問介護員等の総数のうち、常勤換算方法で介護福祉士を40%以上、又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の合計で60%以上配置。
- サービス提供体制強化加算(Ⅲ) : 次の①から③のいずれかを満たすこと。
 ①訪問介護員等の総数のうち、常勤換算方法で介護福祉士を30%以上、又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の合計で50%以上配置。
 ②従業者の総数のうち、常勤換算方法で常勤職員を60%以上配置。
 ③従業者の総数のうち、常勤換算方法で勤続年数7年以上の者を30%以上配置。

申請する加算に「○」を記入。

【算出の取扱い】

- ①職員算出に当たっては、上記換算方法により算出した前年度(3月を除く。)の平均を用いる。
- ②前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いる。この場合は、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちにその旨の届出を提出しなければならない。
- ③介護福祉士又は実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者については、各月の前月の末日時点で資格を取得している者とする。
- ④勤続年数は、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする。【加算(Ⅲ)関連】
 なお、勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができる。

A. 前年度事業実績が6ヶ月以上ある事業所の算出

前年度平均の算出(4月～2月分=3月分を除く。小数点第1位まで。)

〈前年度の月平均〉常勤換算方法で算出

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計a	月平均 a÷11	配置割合%
(Ⅰ)	訪問介護員等の総数														
	介護福祉士のみ														
	勤続10年以上の介護福祉士のみ														
(Ⅱ)	訪問介護員等の総数														
	介護福祉士のみ														
	介護福祉士・実務者研修修了者・介護職員基礎研修課程修了者の合計														
(Ⅲ) ①～③の いずれか	訪問介護員等の総数														
	① 介護福祉士のみ														
	① 介護福祉士・実務者研修修了者・介護職員基礎研修課程修了者の合計														
	② 従業者の総数														
	② 常勤職員の総数														
	③ 従業者の総数														
③ 勤続7年以上															

*「配置割合」の計算方法

- (Ⅰ) 介護福祉士のみ月平均÷訪問介護員等の総数の月平均×100、又は勤続10年以上の介護福祉士のみ月平均÷訪問介護員等の総数の月平均×100
- (Ⅱ) 介護福祉士のみ月平均(又は介護福祉士・実務者研修修了者・介護職員基礎研修課程修了者の合計の月平均)÷訪問介護員等の総数の月平均×100、
- (Ⅲ) ①介護福祉士のみ月平均(又は介護福祉士・実務者研修修了者・介護職員基礎研修課程修了者の合計の月平均)÷訪問介護員等の総数の月平均×100、
 ②常勤職員総数の月平均÷従業者総数の月平均×100
 ③勤続7年以上者の月平均÷従業者総数の月平均×100

B. 前年度事業実績が6ヶ月に満たない事業所・新規事業所の算出

〈前3月の月平均〉

・届出日が属する月の前3月の常勤換算後の訪問介護員等の総数(加算(Ⅲ)②③の場合は、従業者総数)の合計

3月前: 人 + 2月前: 人 + 1月前: 人 ÷ 3 = 人(b)

・届出日が属する月の前3月の常勤換算後の介護福祉士又は介護福祉士・実務者研修修了者・介護職員基礎研修課程修了者(加算(Ⅰ)の場合は勤続年数10年以上の介護福祉士、加算(Ⅲ)②の場合は常勤職員、加算(Ⅲ)③の場合は勤続年数7年以上の職員)の員数の合計

3月前: 人 + 2月前: 人 + 1月前: 人 ÷ 3 = 人(c)

oがbに占める割合 (o÷b×100) = %

A・B
(該当に○)